

令和4年度
社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会 嘱託職員募集要項（相談支援員）

《令和5年1月4日》

本会は、公共性をもつ民間組織です。地域住民のみなさま方と福祉関係者の協力を得て、「みんながつながり、みんなで支え合い、誰もが安全に安心して暮らせるまち 丸亀」の実現を目指してさまざまな地域福祉事業に取り組んでいます。

次のような資質をもった人を募集します。

- 前向きなチャレンジ精神と創造力がある人
- 本会に期待される役割を理解し、責任感をもって職務に取り組むことができる人
- 福祉にかかわる多様な人々と協力し、目標に向けて努力することができる人

【受付期間】 令和5年1月4日（水）～

【応募手続き】 次の応募書類を提出してください。

- 履歴書（所定の用紙に必要事項を記入し、指定サイズの写真を貼付してください。）
- 職務経歴書（所定の用紙に記入し、提出してください。）
- 資格証明書の写し（有資格者の場合）

注1 応募書類は、丸亀市保健福祉センター、丸亀市綾歌保健福祉センター、丸亀市飯山総合保健福祉センター、ハローワーク丸亀に用意しています。本会ホームページからもダウンロードできます。

【提出・送付場所】 （持参の場合）

時間 午前8時30分～午後5時15分 ※土・日・祝を除きます。

場所 丸亀市保健福祉センター 1階 丸亀市社会福祉協議会

（郵送の場合）

特定記録郵便で、発送してください。

〒763-0034 香川県丸亀市大手町二丁目1番7号

丸亀市社会福祉協議会 総務企画課 宛

【選考方法】 書類選考及び面接

応募書類の受付後、面接日時をご連絡します。

【業務内容・条件等】

職 種	相談支援員
業務内容	生活福祉資金貸付事業における相談支援業務
採用予定人員	3名程度
応募要件	○普通自動車運転免許証（AT限定可）を保持していること ○パソコンでMicrosoft Office（Word・Excel等）の基本操作ができること
経験・資格等	不問 ※下記の経験・資格をお持ちの方は優遇します。 ○相談窓口等での相談支援業務の経験、または金融機関等での勤務経験がある方 ○福祉または家計管理や金融等に関する資格（社会福祉士、社会福祉主事任用資格、ファイナンシャルプランナー等）を保持している方

契約期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
就業場所	丸亀市保健福祉センター（丸亀市大手町二丁目1番7号）
労働に関すること	<ol style="list-style-type: none"> 勤務時間 8:30～17:15（7時間45分勤務） 休憩時間 12:00～13:00 所定時間外労働の有無 あり 休日労働の有無 あり <p>所定勤務時間は毎月1日を起算日とする1ヶ月単位の変形労働時間制によるものとし、1週間の所定勤務時間は1ヶ月を平均して40時間以内とします。業務の都合やその他やむを得ない事情により、始業、終業の時刻及び休憩時間を繰り上げ、または繰り下げることがあります。</p>
休日	<ol style="list-style-type: none"> 土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）、その他本会が指定する日とします。 業務の都合により本会が必要と認める場合、あらかじめ前項の休日を他の日と振り替えることがあります。
休暇	<ol style="list-style-type: none"> 年次有給休暇 雇入れの日から起算して6ヶ月継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した場合、労働基準法に定めるところにより付与します。 その他の休暇 病気休暇、産前産後の休業、母性健康管理のための休暇等、育児時間等、子の看護休暇、介護休暇、忌引、夏季健康管理休暇、育児休業等、介護休業等
賃金	<ol style="list-style-type: none"> 基本給 月給 152,400円～202,900円 ※資格・経験に応じて決定します。 諸手当 通勤手当 月額 2,700円～19,500円 ※片路2km以上の場合、事務局職員給与支給規程に基づき支給します。 時間外労働、休日または深夜労働に対して支払われる割増賃金率 ・時間外労働 法定超（25%）、所定超（0%）、月60時間超（50%） ・休日労働 法定休日（35%） 賃金締切日 毎月末日、賃金支払日 当月21日 労使協定に基づく賃金支払時の控除 あり（互助会等） 昇給 なし 期末手当 あり（2.35ヶ月/年） 退職金 なし
退職に関すること	<ol style="list-style-type: none"> 定年制 あり 自己都合退職の手続き（退職する30日以上前に届け出ること） 解雇の事由及び手続き（就業規則の普通・懲戒解雇の条項及び解雇の予告条項による）
社会保険等	<ol style="list-style-type: none"> 社会保険の加入 健康保険・厚生年金保険（加入要件を満たした場合加入） 雇用保険の適用 雇用保険・労災保険（加入要件を満たした場合適用）
更新の有無	<ol style="list-style-type: none"> 契約の更新の有無 更新する場合があります。 契約の更新は次により判断します。 契約期間満了時の業務量、勤務成績、態度及び勤務状況、心身の健康状態、職務遂行能力、本会の経営状況、従事している業務の進捗状況
その他	<ul style="list-style-type: none"> 健康診断 あり（年1回） 各種福利厚生制度 あり（職員互助会、ソウエルクラブ、中讃勤労（希望者））

